［略］		
第二十二条の二の三第三項	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が
	当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九条第二項に規定する届出番号を含む。

［２～５　略］

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の三　法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる附属明細書（同項第十号及び第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）

二　第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）

三　財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四　第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五　申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

六　第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四　法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

［削る］

２　法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

３　［略］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

２　総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

［同上］		
第二十二条の二の三第三項	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が
	当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十一項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九条第二項に規定する届出番号を含む。

［２～５　同上］

（適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の三　法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

一　様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）

二　基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

三　基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四　申請に係る基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

五　第十四条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四　法第百八条第一項第一号の公表は、様式第三十八の二の基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

２　基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

３　法第百八条第一項第一号の規定による基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

４　［同上］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

２　総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。